

① 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆さんに情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

判定の結果は、下記3種類の判定ステッカー(A3サイズ)を見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

(赤)	(黄)	(青)
 この宅地に入るとは危険です。	 この宅地に入場合は十分注意してください。	 この宅地の被災度は小さいと考えられます。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面などの確認を行うもので、り災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

○お問い合わせ 本庁 まちづくり課 土木係 ☎43-2115

① 幡東都市計画区域の建ぺい率・容積率の変更について

町では、幡東都市計画区域の建ぺい率・容積率の変更について原案の縦覧、説明会および公聴会を開催しますのでお知らせします。

〈都市計画(原案)の縦覧〉

日時 9月5日(木)～20日(金)午後8時30分～午後5時 ※土日・祝日を除く。

場所 本庁2階まちづくり課

〈説明会〉

◆大方地区 日時 9月10日(火) 午後6時から1時間程度 場所 本庁3階中会議室
◆佐賀地区 日時 9月11日(水) 午後6時から1時間程度 場所 佐賀支所3階大会議室

〈公聴会〉

◆大方地区 日時 9月30日(月) 午前11時から1時間程度 場所 本庁3階会議室1
◆佐賀地区 日時 9月30日(月) 午後6時から1時間程度 場所 佐賀支所3階大会議室

※公聴会に出席して意見を述べようとする方(当該公聴会縦覧案件に関係する内容に限ります。)は、9月20日(金)までに、意見の要旨とその理由、住所、氏名を記載した書面(公述申出書)を黒潮町長あてに提出してください。郵送の場合、当日必着です。

※公聴会で意見を述べようとする方がいないときは、公聴会は中止します。公聴会を中止する場合は、黒潮町公式ホームページでお知らせします。

○提出・お問い合わせ 本庁 まちづくり課 土木係 ☎43-2115